

令和6年3月31日までに整備する必要がある取組について (運営基準)

狭山市 介護保険課

令和3年度の介護報酬改定で定められた下記の項目について、3年間の経過措置期間終了後、令和6年4月1日以降は取組が義務となりますので、あらためて周知いたします。

項目	対象サービス種別
①感染症対策の強化	全サービス
②業務継続に向けた取組の強化	全サービス
③高齢者虐待防止の推進	全サービス
④認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス(無資格者がいない訪問系サービス、居宅介護支援を除く)

①感染症対策の強化

概要

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。

- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施。
- ・その他のサービス(訪問系サービス、通所系サービス、多機能系サービス、居宅介護支援、居住系サービス)について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施。

参考資料

厚生労働省ホームページ「介護現場における感染対策の手引き」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

②業務継続に向けた取組の強化

概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

参考資料

(1)厚生労働省ホームページ「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

③高齢者虐待防止の推進

概要

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

運営規程

運営規程で定める必要あり。
※この項目を追加したことによる運営規程の変更について、変更届の提出は不要です。

参考資料

(1) 埼玉県ホームページ「高齢者虐待の防止、要援護高齢者等支援ネットワークについて」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/kourei-gyakutai/>

④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

概要

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設けることとする。

参考資料

埼玉県ホームページ「令和5年度埼玉県認知症介護基礎研修」

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/kaigo_kiso_kenshuu/kaigo_kiso_kenshuu.html